

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月18日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

(1) 洋光台第一小学校保健室のエアコン取替工事

2 履行（納品）場所

磯子区洋光台1-4-1  
洋光台第一小学校

3 契約日

令和5年9月1日

4 履行日又は履行期間

令和5年9月14日

5 契約金額

426,800円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港南区笹下5丁目10番8号  
株式会社 協栄電設

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

洋光台第一小学校において、保健室のエアコンが故障したため、取替工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の登録業者であり、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

洋光台第一小学校